

DISCUSSION PAPER SERIES

Centre for New European Research

21st Century COE Programme, Hitotsubashi University

027

国際社会における民衆法廷の位置づけ：
時宜にかなった国際法の実現に向けて

栢木めぐみ

August 2007



<http://cner.law.hit-u.ac.jp>

Copyright Notice

Digital copies of this work may be made and distributed provided no charge is made and no alteration is made to the content. Reproduction in any other format with the exception of a single copy for private study requires the written permission of the author.

All enquiries to cs00350@srv.cc.hit-u.ac.jp

DISCUSSION PAPER SERIES

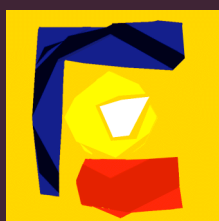
Centre for New European Research

21st Century COE Programme, Hitotsubashi University

027

国際社会における民衆法廷の位置づけ：
時宜にかなった国際法の実現に向けて

August 2007



<http://cner.law.hit-u.ac.jp>

Copyright Notice

Digital copies of this work may be made and distributed provided no charge is made and no alteration is made to the content. Reproduction in any other format with the exception of a single copy for private study requires the written permission of the author.

All enquiries to cs00350@srv.cc.hit-u.ac.jp

DISCUSSION PAPER SERIES

Centre for New European Research

21st Century COE Programme, Hitotsubashi University

027

国際社会における民衆法廷の位置づけ：

時宜にかなった国際法の位置づけ

栢木めぐみ

August 2007



<http://cner.law.hit-u.ac.jp>

Copyright Notice

Digital copies of this work may be made and distributed provided no charge is made and no alteration is made to the content. Reproduction in any other format with the exception of a single copy for private study requires the written permission of the author.

All enquiries to cs00350@srv.cc.hit-u.ac.jp

国際社会における民衆法廷の位置づけ：

時宜にかなった国際法の実現に向けて

栢木めぐみ

はじめに

冷戦下の地政学的構造が解体し、従来閉じ込められてきた諸要素が自由に行き交う社会が訪れ、「グローバル化」・「グローバリゼーション」への依拠が頻繁になった。本稿は二つのグローバリゼーション、すなわち一方で主として市場原理に導かれた「上からのグローバリゼーション」、他方で共有された価値で結集した「グローバルな市民社会」の連帯から生まれる「下からのグローバリゼーション」の対比に着目する¹。そして、後者の現象²の一形態として民衆法廷を検討事例に取り上げ、国家の枠を超えた諸現象のうち見落とされがちで一部分に光をあて、もっと「ひらかれた」分析視座の提供を試みる³。

「国家中心主義」と「グローバルな市民社会」の対置図式に依拠して「民衆法廷」と「権力法廷」を対比する手法⁴もみられるが、民衆法廷を「処罰なき違法認定機関」とする理解を補完し発展させるために、本稿は時宜にかなった国際法の形成という包括的な法実現過程の中で民衆法廷の営みを捉える⁵。国家を介在させずに、しかし、国家あるいは国際社会に微弱な影響を及ぼしながら現実変革への問いかけを意識化させる民衆法廷の効能を的確に捉える際、次の点が考慮されるべきであろう。法の制定・適用・執行・消滅といった各要素に分断化された認識枠組、とりわけ国際法が用いられる一場面ではない「裁判」で

¹ 「上からのグローバリゼーション」と「下からのグローバリゼーション」の対比に関して、Falk, R., *Law in an Emerging Global Village: A Post-Westphalian Perspective* (Transnational Publishers, 1998), pp.38-39. を参照。

² 「下からのグローバリゼーション」現象として、例えば、対人地雷禁止条約という具体的な形として結実した働きかけや核兵器の法的位置付けに関して最終的には国際司法裁判所の勧告的意見 (Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, *I.C.J. Reports 1996*, p.226.) による法の闡明を求めることで顕在化した世界法廷プロジェクトなどが挙げられる。

³ 上野千鶴子 (編) 『構築主義とは何か』 (勁草書房、2001)、iii 頁。

⁴ 前田朗 『民衆法廷入門 ―平和を求める民衆の法創造―』 (耕文社、2007)、30-32 頁。; 同、『民衆法廷の思想』 (現代人文社、2003)、19-23 頁。ただし、このような対置図式での説明が次善の策であることを前田自身が認めている点に留意すべき (『民衆法廷の思想』、40 頁。)

⁵ 包括的な認識枠組については、大沼の「国際法の法実現過程」(大沼保昭『法の実現過程』という認識枠組み) 日本法社会学会 (編) 『法の構築』 (法社会学第 58 号) (有斐閣、2003)。; 同、『国際法―はじめて学ぶ人のための』 (東信堂、2005)、47-48 頁。) を参照。時宜にかなった国際法の形成については、拙稿、「国際社会における不正への超時間的清算：時宜にかなった国際法に向けての一考察」(一橋大学大学院法学研究科提出、博士後期課程単位取得論文 (2007・3)) を参照。

の「法の適用」⁶に過度な力点を置く分析に特化していたのでは「民衆の声」の表明の一形態としての民衆法廷のインプリケーションは十分にみえてこない。同様に、国際法の実現プロセスに関与する参加主体や場裡を極端に「国家（政府エリート）」中心で捉えることは「ひらかれた」分析視座の弊害となると考えられる⁷。国家を介在させないがゆえの「処罰なき違法認定」をより包括的なプロセスの一モメントとして位置づけ、同認定のインプリケーションについて考えることが求められている。

「民衆法廷」という用語への言及によって自らの営みを法化させて現状変革の契機を提供しようとする現象の実態解明を以下の手順で行う。まず、世界各地で展開される「民衆法廷」が、同じ呼称で一括りにして論じられつつも、実質的には多種多様な営みであることを明らかにする（第1章）。この実状を認めたいうで、一連の「民衆法廷」の営みに共通する要素としての「民衆」が示唆する論点を考察する（第2章）。次に、「法廷」に着目することで明らかになってくる問題について考える（第3章）。民衆の法的営みとしてなされる歴史認識や規範認識への新たな視座の提供の効果を既存制度との連携の可能性を探る作業を通じて考え（第4章）、本論文を締めくくる。

第1章：「民衆法廷」とは？

「民衆法廷(Peoples' Tribunal)」をインターネットで検索すると、平和や正義実現を求め様々な取り組みが存在することに気付く。いくつかを挙げてみる。常設的なものとして、1970年代後半からイタリアでレリオ・バッソが主唱者となって設立した司法プロセスの一つとしての常設民衆法廷がある。同法廷は1976年のアルジェ宣言の精神に支えられながら数々の実行を重ねてきた⁸。他方、アド・ホックなものとしてはじめて開かれたものは、ベ

⁶ 国際法学における「裁判中心主義」的思考に警鐘を鳴らす主張として、大沼『国際法』同上、60-68頁。；Onuma, Y., "A Transcivilizational Perspective on Global Legal Order in the Twenty-first Century: A Way to Overcome West-centric and Judiciary-centric Deficits in International Legal Thoughts" in Macdonald / Johnston (eds.), *Towards World Constitutionalism* (Martinus Nijhoff, 2005)。法の「参照・援用・適用」という類型を提示することで国際法が用いられる場面の発展性を担保し、国際法学の分析視座を広げる試みとして、斎藤民徒「国際法と国際規範」社会科学研究（東京大学社会科学研究所紀要）第54巻第5号（2003）、72-79頁。

⁷ 国家、詳述すれば強国の政策決定エリートにのみ着目する分析視座ではなく「他者」にもひらかれた視座を求める論調は、「謝罪の時代」、「証言の時代」に入ったといわれて久しい今日の国際社会の流れと歩調を共にすると考えられる。（Brooks, R. L., "The Age of Apologies" in Brooks (ed.), *When Sorry Isn't Enough: The Controversy over Apologies and Reparations for Human Injustice* (New York University Press, 1999).；高橋哲哉「記憶の回帰と証言の時代」白井隆一郎・高村忠明（編）『シリーズ言語態④ 記憶と記録』（東大出版会、2001）。；阿部浩己「戦後責任と和解の模索—戦後補償裁判が映し出す地平」倉沢愛子ら（編）『20世紀の中のアジア・太平洋戦争 岩波講座アジア・太平洋戦争第8巻』（岩波書店、2006）所収。）

⁸ 同法廷が初期の時代に出した一連の見解や判断についての要旨について、Jouve, E., *Un Tribunal Pour les Peuples* (Berger-Lavraud, 1983)。同法廷では例えば、アルメニア人に

トナムにおける米国の戦争犯罪を裁くために平和運動との密接な流れで提唱されたラッセル法廷であるとされる⁹。他に、1982年に旧西ドイツの緑の党が開いた核の抑止力の是非を問うもの¹⁰、イスラエルのレバノン侵略に関してマクブライド国際調査委員会の資料に依拠して判断がなされた東京での国際民衆法廷¹¹、湾岸戦争での米国の戦争犯罪を問う連続公聴会方式の手法で開かれたクラーク法廷¹²、日本の戦争犯罪に関する日本人市民活動家による長期にわたる真相解明の調査・研究と被害回復の運動¹³、1993年にハワイのカナカ・マオリ族が開いた米国による先住民処遇を問う国際民衆法廷¹⁴などがある。近時のものとして、日本の平和運動家の発議で開始されたアフガニスタン国際戦犯民衆法廷¹⁵、日本でのイラク国際戦犯民衆法廷¹⁶など世界各地で提起・模索・実現された対イラク攻撃に関する民衆法廷運動が連絡を取り合ってイラク世界法廷のネットワーク¹⁷を形成したもの、日本軍性奴隷制を問うた女性国際戦犯法廷¹⁸などがある。

対するトルコによるジェノサイド、ソビエトによる対アフガニスタン軍事行動、東ティモールでのインドネシアの武力行使の展開、マルコス政権下の人権抑圧、レーガン政権による中米干渉などが対象事例となった。

⁹ Duffet, J., (ed.), *Against the Crime of Silence: Proceedings of the Russell International War Crimes Tribunal, Stockholm, Copenhagen* (Bertrand Russell Peace Foundation, 1968). ; ベトナムにおける戦争犯罪調査日本委員会 (編) 『ラッセル法廷』 (人文書院版、1967) 及び同、『続ラッセル法廷』 (人文書院版、1968)。

¹⁰ Falk, R., “The Rights of Peoples (In Particular Indigenous Peoples)” in Crawford, J.(ed.), *The Rights of Peoples* (Oxford Clarendon Press, 1992), p.29.

¹¹ 芝生瑞和「戦争犯罪を裁く 『イスラエルのレバノン侵略に関する国際民衆法廷』を終えて」法セミ第339号(1983・5)。

¹² ラムゼイ・クラーク『被告ジョージ・ブッシュ有罪』(柏書房、1991)。

¹³ アジア民衆法廷準備会 (編) 『時効なき戦争責任』(緑風出版、1990)。

¹⁴ Merry, S. E., “Legal Vernacularization and Ka Ho’okolokolonui Kanaka Maoli, The People’s International Tribunal, Hawaii, 1993” *19 PoLAR* 67(1996).; Hasager, U. et al., *Ka Ho’okolokolonui Kanaka Maoli, People’s International Tribunal, Hawai’I 1993 MANA’O* (Honolulu Publishing, 1993).

¹⁵ アフガニスタン国際戦犯民衆法廷実行委員会 (編) 『公聴会記録第1~10集』(耕文社、2001~2004)。; 前田、『民衆法廷の思想』前掲脚注・4、59-130頁。; 同「アフガニスタン国際戦犯民衆法廷」『法と民主主義』第374、375、376号(2002~2003)。; 清水竹人「民衆法廷は既存システムの補完役から市民社会の本流へ」『季刊戦争責任研究』第40号(2003)。; 「特集・検証アフガニスタン国際戦犯民衆法廷」法セミ第591号(2004・3)。アフガニスタン国際戦犯民衆法廷の公式サイトは< <http://afghan-tribunal.3005.net/> >(last visited on 21 May 2007.)。

¹⁶ 稲森幸一「イラク国際戦犯民衆法廷」『季刊戦争責任研究』第47号(2005)。; 猿田佐世「世界は市民の手にーイラク国際戦犯民衆法廷を通じて」『季刊戦争責任研究』第50号(2005)。; 前田、『民衆法廷入門』前掲脚注・4、123-137頁。イラク国際戦犯民衆法廷の公式サイトは< <http://www.icti-e.com/> >(last visited on 21 May 2007.)。

¹⁷ 前田、『民衆法廷入門』同上、156-190頁。

¹⁸ 松井やより／西野瑠美子ら(編)『女性国際戦犯法廷の全記録I・II』(緑風出版、2002)。; VAWW-NET ジャパン (編) 『Q&A 女性国際戦犯法廷』(明石書店、2002)。; 戸塚悦郎「日本軍性奴隷を裁く『女性国際戦犯法廷』昭和天皇に有罪判決ー日本の国家責任を認容」法セミ第555号(2001・3)。; Chinkin, C. M., “Women’s International Tribunal on

諸実行を列挙した結果、常設かアド・ホックかの区分の他、各法廷の対象事項や運営手法¹⁹など多様性が明らかになってくる。不正が放置される実状に直面した民衆が自ら国際社会に働きかける共通性を各々が有してはいても、民衆法廷のあるべき実現形態に関する決まりは存在しないことがわかる。しかし、個々の状況にもっとも適した形態を選択する民衆法廷は各自の営みが民衆法廷の系譜にあることを強調する²⁰。原点として引き合いに出されるラッセル法廷に体现された民衆法廷のエトスとはいかなるものだったのだろうか。

ベトナム戦争の被害実態が報告されるにつれて米国批判が内外で浮上し、ベトナムに対する戦争犯罪の違法性を論証・確認することが国際社会に対して強くアピールされた。しかし、米国を裁ける国際法廷がどこにも存在しない現実的な問題にも直面していた。こうした背景から法廷構想に着手した英国のバートランド・ラッセルは、1966年に「人類の良心に」で各国の著名知識人に呼びかけ、同年11月にラッセルやジャン・ポール・サルトルらで構成された「法廷」が発足した。ベトナム戦争での米国の戦争犯罪をナチのそれになぞらえて、暴露・糾弾・断罪する国際法廷に対して米国ジョンソン政府からの妨害が当然の如くなされ、当初パリ開催を予定していた第一回法廷は外圧の結果、翌年5月にストックホルムで開かれた。被害報告や討議を受けて、米国が国際法に違反してベトナムに対する侵略行為を犯し、純然たる民間施設に爆撃を与える戦争犯罪を犯したことを同法廷は満場一致で認めた。しかし、侵略行為は激化の一途をたどったことから、第二回ラッセル法廷が同年11月から12月にかけてコペンハーゲンで開かれた²¹。

国家さらには主権国家間の法体系が不正を放置する状況を受けて、自らの手で民衆が真相を解明し、記録を歴史に残し、その事実を国際法に照らして評価する営みが民衆法廷の実態であることが設置経緯から明らかになる。また、一種の調査委員会として機能する国際法廷の組織をラッセルが目指していたことは留意すべき重要な性質である²²。強制力も執行力もないラッセル法廷の設置目的は「公平な立場でこの戦争についての完全な真実を立証すること²³」であった。そして、この営みを通じて、「世界のできごとを見る勇気を、全世界人民に与える²⁴」こと、さらには「世界の良心を喚起するための一助となる²⁵」ことが

Japanese Military Sexual Slavery” 95 *AJIL* 335 (2001)。

¹⁹ 前田は民衆法廷の類型（「訴訟モデル」・「シンポジウムモデル」・「運動モデル」）を提示する。（前田、『民衆法廷の思想』前掲脚注・4、17－19頁。）

²⁰ 例えば、女性国際戦犯法廷は法的・道義的根拠の検討を判決(*The Women’s International War Crimes Tribunal 2000 For the Trial of Japanese Military Sexual Slavery, Judgment on the Common Indictment and the Application for Restitution and Reparation* (December 4, 2001)).なお、同判決文の和訳は松井ら（編）『女性国際戦犯法廷の全記録Ⅱ』（緑風出版、2002）を参照。以下、*Judgment*。）で展開した。

²¹ その後も数々の集会が各地で開かれ、日本では1967年8月にベトナムにおける米国の戦争犯罪と、日本政府、財界の協力・加担を裁く東京法廷が開かれた。（「特集・ベトナム戦争裁判東京法廷をめぐって」法時第39巻第11号（1967・10）。）

²² 『ラッセル法廷』前掲脚注・9、7頁。

²³ 同上、29頁。

²⁴ 同上、25頁。

目標として掲げられた。国際法違反の一連の事件に向き合う場を提供しうる公的機関がそもそも存在しない空隙、あるいは存在していても管轄権や不遡及原則など法制度的に阻まれた公的対応の沈黙に際して、市民一人一人に国際法が誰のためのものかを問い直させることに民衆法廷の本質があるといえよう。

ラッセル法廷が発起された当時、犯罪を無関心に見守ることが同罪であることの自覚に基づく使命感が知識人の間で共有されていた²⁶。文明や人類の良心の名のもと使命感に駆られて行動に出る雄姿はラッセルらだけでなく、国際法史を遡れば奴隷貿易の不正を見過ごせず知的活動を通じて国際社会の現状変革に乗り出した知識人集団にもみられた²⁷。崇高な理念に後押しされながらも、19世紀末の働きかけは植民地政策を進める権力と密接に結びついたことで、権力による犯罪の隠蔽さらには正当化に寄与してしまった。しかし、ラッセルらの運動は、国際法の世界が一方では国家や主権国家の合意のもと組織化された「国際社会」、他方では「グローバルな市民社会」という二重性の上に成り立っていることを前提にしたものであったことから、同じく知識人たちの働きかけでも前者とは性質を異にしていた。西欧の知識人集団が中心の意識改革運動であった事実からラッセル法廷で依拠された文明が19世紀末の“la mission civilisatrice²⁸”に象徴された西欧の価値観に支えられたものであったことは否めない²⁹。しかし、ラッセルらの営みが権力とは別個独立の存在として位置づけられたことによる性質に留意すべきである。

誰によってどの程度の組織化がなされた「民衆の声の表明の場」であるかの点で様々な相違はみられる。しかし、民衆法廷と自称される一連の営みに共有されたエトスは、民衆の意思と行動に根拠を求めることで国家の権威や実力装置に依拠しない独立の存在として自らを位置づけ、従来汲み入れられてこなかった歴史認識や規範意識を明らかにすることにあると整理できる。

第2章：「民衆」法廷の意義

民衆法廷の形態をとった一連の取り組みがそろって当該営みが正統である根拠を「民衆」に求める傾向について考える。ラッセル法廷の開廷に際しサルトルは司法権には事実上、二つの源があることを指摘し、次のような対比を行った。第一が制度法律をもった国家で、もう一つが人民である³⁰。この対比は、国際法世界の二重性という仮説に密接に関わると考えられる。国家や主権国家の合意のもと組織された国際諸制度・組織からなる国家間、詳

²⁵ 同上、27頁。

²⁶ 同上、217頁。

²⁷ Koskenniemi, M., *The Gentle Civilizer of Nations: The Rise and Fall of International Law 1870-1960* (Cambridge University Press, 2002), pp.98-178.

²⁸ *Ibid.*

²⁹ ただし、ラッセル法廷の主唱者はラッセルやサルトルなど「西方世界の知識人」であっても、法廷の構成メンバーとしてトルコの国際法学者メーメット・アイバールや日本の森川金寿など非西欧出身知識人男性も含まれていたことには留意すべきであろう。

³⁰ 『ラッセル法廷』前掲脚注・9、33頁。

述すれば政府間の関係の次元が国際法の世界の一つとして従来から想定されてきた。この次元に加えて、近時の「下からのグローバリゼーション」の気運の高まりで顕著になりつつある「グローバルな市民社会」という次元での関係性も国際法の世界の一つとして想定されうる。前者に属する国内や国際社会における司法機関では、裁く行為が根拠とするもの、すなわち、それぞれの主権原理に立脚した根拠規範が存在する。公平な立場で真実を明らかにする民衆法廷の根拠は、平和や正義を願う民衆の意思と行動に他ならない。

「民衆法廷の主体としての民衆を、近代法の範疇で説明することは困難かもしれない³¹」という指摘に注目してみよう。つまり、民衆法廷が立脚するグローバルな市民社会の次元での国際法世界における「市民」と、近代市民法の主体である「市民」は、重なる部分もあるが同一とはいえないことが示唆されていると考えられる。国家以前の存在としての社会が出发点となり、社会の安全と平和のために社会構成員間の契約による国家形成がなされる。国民主権の論理では、国家を支える社会の構成員である市民が国民として再構成され、国家権力の正当性が主権者である国民に由来することになる。市民の二重性を暗黙の前提としてその根拠を市民の意思と行動に求める民衆法廷からは、次の帰結が導かれる。国内司法機関や国民を正統に代表すると国際法学上理解されるところの主権国家による合意に基づき設置される国際的司法機関とは独立の存在として民衆法廷を設けることで、国民主権の枠外にも市民に由来する正当化を求めることになる³²。もっとも、裁かれるべき犯罪が何らかの理由で放置される不正に対し市民が抵抗権の主体として民衆法廷という社会運動を繰り広げていると捉えれば、従来の認識枠組からの整理も可能である。とはいえ、国家中心主義的な世界をも概念的に含む包括的な関係性としての「地球社会」の世界での法現象の解明に適した説明は、従来の市民の認識の他に「地球市民」という新たな側面が加わってきたことを踏まえる必要があるだろう。

しかし、民衆法廷で想定される「民衆」や「地球市民」を唱える資格を誰が有するのかという代表性の観点からの正当性の問題が残る。民衆法廷を繰り広げる側からは、圧倒的な弱者の願いや被害者の声を聞き取りながら進める自らの運動が正統と強調されるが、民衆法廷を唱える資格を有すると自称する担い手たちに無制限に正当性が与えられていたのでは収集のつかない事態となる³³。民衆法廷が立脚するグローバルな市民社会は何によって、そしてどれだけ代表されているのだろうか³⁴。

³¹ 同上、19頁。

³² 民衆法廷の根拠を「地球市民」に求めることで「法は市民社会の道具である」ことを自覚する営みは、フォークが指摘するように、究極的には自明とされてきた民主主義国家や社会契約の理解の再検討をも示唆する。(Falk, “The Rights of Peoples,” *supra* note 10, p.29.)

³³ Falk, R., “Editorial Comment The Iran Hostage Crisis: Easy Answers and Hard Questions” 74 *AJIL* 411 (1980), p.416.

³⁴ 地球的規模での超国家的な「市民社会」の概念のもつ曖昧性について Rigaux / Eisemann / Pellet / Lamy / Schricke, “Table Ronde: Le Declin du Droit International Classique” in Gherari / Szurek, *L'émergence de la Société Civile Internationale: Vers la Privatisation*

国連を中心とした国際人権保障の実体法的拡充や手続的整備によって、個人の国際法における位置づけは徐々に変わってきた。個人の権利保障の観点からのみならず国際刑事法の発達により処罰の観点からも従来とは異なる様相を呈してきた。しかしこの延長線上で「国際法を市民の手に」と論じることは国際社会の現実に照らせば時期尚早な試みであろう。「地球市民」を個人単位で捉えるよりは、むしろ、彼女・彼らの声を組織化していく試みが、国家中心主義的な世界と非国家的法現象が立脚する世界の二重性を建設的に捉えるためには求められよう。

この組織化に欠かせない非政府間組織（NGO）³⁵は、国家間の関係を規律する法として考えられてきた国際法の常識を再検討し、国際法を現実の国際社会における「生きた法」として捉える重要性を明らかにしてきた。NGOの活動が活発化するのに比例して「下からのグローバリゼーション」は増したが、非国家行為主体のスペースが広がるのが国際市民社会にとって無条件に歓迎すべきことになるかというところでもない。NGOが民衆の声をどの程度代表できているかの問題だけでなく、NGOなど非国家行為主体が国際法の参加主体と認識されることと表裏の関係にある当該主体の負う結果責任が十分に自覚化されているかどうかの問題もあるからである。国際法の世界の二重性が想定される文脈でNGOに期待される役割は、昂揚する社会運動と連動しながら国家（政府）によって代表されぬグローバルな市民社会の声を組織化された形で公共の場につないでいくことである。非国家行為主体であるNGOを政府・権力を批判する善と単純に捉える図式から脱したうえで、「民衆」の声を組織化されたシグナル発信の営みにNGOを活用していくことが求められよう³⁶。

第3章：民衆「法廷」の問題性

民衆法廷であることには裁く根拠を世界の民衆に求めたことに基づく栄光ばかりでなく、影も伴う。民衆法廷に対する批判の一つに法廷性否定論がある。拘束力のある実力装置と

du Droit International? (Pedone, 2003), pp.331,341-344.

³⁵ 国家ではないアクターという消極的な定義に代わるNGOの積極的な定義には困難が伴う。多様性こそがNGOの存在意義と考えられるにもかかわらず、これらをあえて捨象して定義付けを試みることの実益性の乏しさを指摘するものとしてDurham, H., “We the people: The position of NGOs in gathering evidence and giving witnesses at international criminal trials” in Thakur / Malcontent (eds.), *From sovereign impunity to international accountability: The search for justice in a world of states* (United Nations University Press, 2004), p.170. ; Lindblom, A-K., *Non-Governmental Organisations in International Law* (Cambridge University Press, 2005), p.52.など。

³⁶ 単純なNGO善玉論の危険性について大沼、『国際法』前掲脚注・5、179-180頁；同、『「慰安婦」問題とは何だったのかーメディア・NGO・政府の功罪』(中公新書、2007)、xi、86頁。NGOのアカウンタビリティ、代表性の観点からの正当性を検討する研究(Anderson, K., “The Ottawa Convention Banning Landmines’, the Role of International Non-governmental Organizations and the Idea of the International Civil Society” *11 EJIL* 91 (2000).; Keohane, R. A., “Global Governance and Democratic Accountability” in Held / Koenig-Archibugi, *Taming Globalization: Frontiers of Governance* (Cambridge Polity Press, 2003).)が増えてきたことは評価できる。

しての法廷だけが「法廷」と名乗る資格を有するという立場からは、単なる政治運動であるという根拠で法廷性が否定される。しかしこのような主張は、「法廷」の定義あるいは認識の違いから生じる見解の相違として捉えるべきであろう。国内裁判のレベルにみられる国家権力に支えられた強制力や執行力を有するもののみを「法廷」と狭義に捉えるのであれば、国際社会で司法機関と考えられているものの多くは法廷性を否定されてしまう³⁷。強制力や執行力が裁判の重要な特徴であることは事実として否めないが、これらの要素がなくても裁判は裁判であろう。公平な第三者機関によって行為の違法性が事実と法に照らして明らかにされる営みを通じて実定法の闡明が相応の権威と説得力をもってなされることに裁判の意義を見出すのであれば、非国家的行為にも裁くという営みを認める余地は残されてくる³⁸。

民衆法廷は権力に担保されないからこそ手続面や実体面での正当性を確保して³⁹その実効性を高め、歴史的評価のなかで消え去っていくことを回避しなければならない⁴⁰。民衆法廷の呼びかけ人らがどんなに公平で普遍的でありたいと意図しようと、その意図だけでは当該運動が正当であると導くことは難しい。運動がア・ポステオリに正当と認められるためには、「法廷」という形態に相応しい的確な調査・報告や適正な判断であったと評価される営みによる説得性の向上が求められる。

例えば女性国際戦犯法廷は、デュー・プロセスの保障について法廷助言者が提起した疑義に正面からこたえ、法の適正手続が国家など法的権限を行使できる主体の義務であることを確認した。そして、市民社会の構成員が法的権力を持たないことから、罪を問う相手に対して法的権力に伴う法の適正手続を保障する類似の法的義務を当該法廷が負わないとした⁴¹。とはいっても民衆法廷が司法の形態をとることに鑑みて、デュー・プロセス保障がどの程度まで提供されることが望ましく、そして現実的に可能かが検討された。「法の適正手続の諸権利の保障は、権利に影響を受ける個人を害する可能性の有無によって決定される⁴²」ことが明記された。被告人に対し刑事処分や民事的不利益を課す権限を何ら持たず、証言や証拠提出を強制する権限も持たないため、同法廷の裁きによって個人を害する可能性は国内の刑事裁判に比べれば低くなる。しかし同法廷がいかなる形の「力」も有さない

³⁷ 最上敏樹「国際戦犯(刑事)法廷の意義と可能性」法セミ第 591 号 (2004・3)、50 頁。

³⁸ 最上、同上。；阿部浩己「女性国際戦犯法廷が映し／創りだしたもの—国際法学の地平」松井ら (編)『女性国際戦犯法廷の全記録・I』前掲脚注・18、299-300 頁。；前田、『民衆法廷入門』前掲脚注・4、24 頁。

³⁹ 正当性を検討する際、手続面 (民衆法廷のプロセスや裁く主体としての構成・根拠) と実体面 (民衆法廷の営みの産物における内容の公平・正義との合致度合い) を分けて論じることができるという前提に立ったうえで、本稿は前者の分析に専念する。

⁴⁰ 正当性と実効性の関係について、佐藤哲夫「国際組織およびその決定の正当性 — 二一世紀における国際組織の課題—」『思想』第 993 号 (2007・1)、194 頁。

⁴¹ *Judgment, supra note 20, para.483.*

⁴² *Ibid., para.484.*

ことを判決が述べたわけではなかった⁴³。同法廷判決の有する重要な道義的な力が強調され、世論の裁きを介して被告人に羞恥心を与えることが期待された。他方、民衆法廷の営みによって生じ得る被告人の世評に対する間接的不利益は公式・非公式の刑事手続に求められるデュー・プロセス権を認めるに十分な根拠とはされなかった。したがって、有罪／無罪を明らかにするだけで実際に処罰し、賠償を強制する権限を有さない民衆法廷の特性から、国内訴訟に求められるデュー・プロセスに比べ緩和された要件でよしとされた。

プロセスの公正性を厳格に求める必要性を当該営みの効果に比例させる考えは真実和解委員会における手続上の公正性の基準を模索する試みにも共通すると考えられる。一種の調査委員会として位置づけられてきた真実和解委員会⁴⁴がその機能として従来から理解されてきた事実の解明・原因の究明を超える形で、被害者の権利に関する諸問題を法的に解決する段階にまで踏み込んできた現象が事例の史的変遷から実証されてきた⁴⁵。機能が徐々に拡大してきたことは事実ではあるが、真相究明委員会や真実和解委員会と一般的に呼ばれる機関の本質的意義は、刑事裁判という形態では実現できない真相の究明、そして被害者に対して真実を語る場・機会を提供することにある。「人権に関するアド・ホックな国内調査委員会⁴⁶」と類される当該機関による調査の公正性がどのように保障されているのかを探り、この作業から明らかになる民衆法廷への示唆について検討する。

個別の状況に応じてケースバイケースで設置されるこれらの調査委員会に普遍的に妥当する公正性の判定基準のようなものは存在しないし、想定すること自体がそもそも困難である。実際にどの程度の影響力を当該機関が及ぼすのかに応じた公正性の基準で判定されるべきという論理が働くからである。当該機関の性質や設置された背景事情といった個々の要素を考慮にいれたうえで調査委員会としての機能の公正さを判断することを要請するフリーマンは、評価で参照される諸項目を次のように列挙する⁴⁷。：

手続的公正性の判断指標

独立性、公平性、アカウントビリティ、任務遂行能力、法の前の平等、透明性、当該機関の目的との比例性、人間の尊厳への配慮、アクセス可能性、誠実性

手続き遂行上の対抗的価値

効率性、柔軟性、被害者中心性、事実の解明の正確性、包括性

実務上の制約

時間的制約、人的・金銭的制限、件数の過剰性、安全配慮の必要性

上図の三領域での個々の項目を総合的に検討しながら真相究明委員会の手続きの公正性

⁴³ *Ibid.*, para.485.

⁴⁴ Freeman, M., *Truth Commissions and Procedural Fairness* (Cambridge University Press, 2006), p.14.この性質を真実和解委員会と一般的に呼ばれるものに共通する特徴として挙げない論者に Hayner, P., *Unspeakable Truths: Facing the Challenge of Truth Commissions*, (2nd ed., Routledge, 2002), pp.14-17.。

⁴⁵ Freeman, *ibid.*, pp.34-35.

⁴⁶ *Ibid.*, p.41.

⁴⁷ *Ibid.*, pp.88-155.

が評価される。総合的評価枠組の提供によって、公正さを担保する核たる要素を満たすことの要請と同時に、真相究明の調査活動に従事する側に個々の状況に応じた裁量を残すことが可能となる。「裁判」で想定される公正さの要件を「調査委員会」として機能することに本質的価値がある真相究明委員会に同様に求めることが実益性に乏しいことを踏まえて、フリーマンは上記判断枠組を提示した。刑事裁判では実現できない機能を果たそうとする機関の公正さを判断するには別種の判断枠組が求められるという主張は民衆法廷にも相通じると考えられる。民衆法廷は、従来から自明視されてきた歴史認識や規範認識を「民衆」の視座から捉え直す場を提供することで「現状変革要請シグナル」を国際社会に発信しようとするものであり、このことに「ひらかれた」視座を提供できずにいる「権力法廷」とは異なる意義が認められるのであった。したがって、民衆法廷の公正さを判断する際、「権力法廷」で求められるデュー・プロセスのみを判断基準に掲げることには慎重でなければならない。

「法廷」という形態での法的言語を活用した討議を主唱者が意図したからといって、司法形態を擬似化した実際の営みの公正さが必然的に導かれるわけではない。これまでみてこなかった事実の解明や「民衆の声」を配慮した実定法の闡明を通じた現状変革の呼びかけの公正さを判断するには、処罰することに主眼が置かれた場で求められるデュー・プロセスに固執すべきでなく、フリーマンのごとき柔軟な思考が求められよう。女性国際戦犯法廷を具体的事例に選定し、上述判断指標項目に着目しながら民衆法廷としての営みの公正さを検討してみる。

独立性と公平性の判断は互いにまたがる要素の検討からなされることは事実であるが、独立性が保障されることで自動的に公平性も担保されることにはならない点に留意すべきである⁴⁸。したがって、裁くことの根拠を「民衆」に求め、財源的にも、裁く行為の実施においても国家権力からの独立が認められるという意味で女性国際戦犯法廷の独立性は問題なく証明できても、いかなるバイアスにも汚されることなく軍事性奴隷制の実体を解明できたかなどの公平性については慎重な判断を要する。

公平な判断機関としての事実認定や法的評価のプロセスの信用性を担保する必要性から女性国際戦犯法廷は立証基準の提示で次のように取り組んだ。同法廷憲章が立証基準について何ら規定しなかったことから、判事団は無罪推定の原則に従うことを確認して、どの程度まで被告人の有罪が立証されなければならないかを検討した。国際刑事裁判所規程第66条第3項が例外的に「合理的な疑いを超えて」立証する必要を規定する他は依拠すべき手続法が存在しないことを受けて、判事団は先例に基づかせながら適切な立証基準を模索した⁴⁹。この結果、同法廷の検事団による合理的な疑いを超える立証が要請された⁵⁰。この立証基準に関連して、違法認定を行うに際して第三の選択肢としての「検事が得られる証

⁴⁸ *Ibid.*, p.137.

⁴⁹ 例えばニュルンベルグ裁判では「合理的な疑いを超える」ことが求められ、自由権規約委員会によっても「合理的な疑いを超えた立証」の必要性が一般意見13で明記された。

⁵⁰ Judgment, *supra* note 20, paras. 25-26.

拠は不十分である」という判断が提示された⁵¹。一方で事実認定において必要となる多くの証拠資料・文書が戦後焼却処分されたことによる同法廷の限界が確認され⁵²、他方で真実を明らかにし被告人の責任を明確にすることに本法廷の存在意義があるというディレンマから生まれた第三の答えとして評価できる。限られた証拠であっても、「合理的な疑いを超える」立証がない限り無罪推定の原則が働くことの確認と同法廷が独自に創出した第三の選択肢の提示は、公正性判断の積極要素として働くであろう。しかし、「私たちは、被害者の権利と被告人の権利を比較衡量することができ、証拠が行為の有罪性を強く示唆しているが最終的に立証してはいない場合、被告人を『有罪ではない』と宣言することが不適切であると見なす場合もある⁵³」ことも付記された。同法廷が被害者中心性の価値や「沈黙されてきた過去⁵⁴」にいかにか重きを置いているかが顕著な実例であり、公平性の観点からは批判の余地が出てくると考えられる。

公正性の指標、とりわけ公平性の点からは問題のあるこのような特徴は、女性国際戦犯法廷に特有なものでもなく、不正義に立ち向かうことの意識化を要請する社会運動としての本質からして多くの民衆法廷に共有されたものといえる⁵⁵。「民衆」の視座から明らかになってくる現状変革の必要性を表明することで国際社会における意識革命を呼びかける営みには、「対抗的価値」を志向する傾向が内在していると考えられる。手続面からの正当性を確保して民衆法廷の営みを歴史的評価に耐えうる質に高めるための鍵は、社会運動としての民衆法廷の主原動力である「対抗的価値」を手続的公正さの要請によってどれだけ和らげていけるかにかかっているといえよう。

第4章：「現状変革要請のシグナル形態」としての「民衆法廷」の成果は何処へ？

真実和解委員会の活動を通じて実現されるのは「和解」というよりも「再構築」だとする主張がみられる⁵⁶。つまり、赦す行為に基づく和解によって国家再建を目指すというよりも、社会の構成員の大多数によって共有される過去に被害者の視座から明らかになる歴史叙述を同化させ、いわば「対話的真実⁵⁷」とでもいうべき真相を提示する営みに基づいて国

⁵¹ *Ibid.*, para.27.

⁵² *Ibid.*, para.28.

⁵³ *Ibid.*

⁵⁴ 同法廷判決は「沈黙の歴史を破って」と題した見出しで幕開けする。

⁵⁵ 事実、ラッセル法廷がアメリカに対して片手落ちになり、解放戦線側の暴力を取り上げていないことについての疑念が提起された。（『ラッセル法廷』前掲脚注・9、218頁。）

⁵⁶ Roht-Arriaza, N., “Civil Society in Process of Accountability” in Bassiouni (ed.), *Post-Conflict Justice* (Transnational Publishers, 2002), p.97, fn.1.

⁵⁷ シッフは真実について四つの類型を提示する。第一が、「微視的真実」で、例えば裁判を通じて明らかにされる法的真実のように、法廷に提出された極めて限られた事項をもとにみえてくる真実である。第二がある特定の主張に内在する論理から導かれる真実としての「論理的な真実」であり、第三がある特定の現象の内に自らを位置づけることで認識しうる「経験的真実」である。ここで取り上げた「対話的真実」は第四の類型であり、人間間の相互対話から得られるもので、不断の過程として捉えられるため最終的な真実には到達

家再建を成し遂げていくと捉えることに現実的意義が認められる。民衆法廷にもこの要素を見出すことが可能である。民衆法廷は、国家（政府エリート）中心主義的な観点からは見えてこない歴史的現実を民衆の視座から明らかにしようとする営みであった。そして、民衆に「ひらかれた」場としての民衆法廷で提示された「対話的真実」が国際社会の現状変革への取り組みの契機の一つと捉えられるようになることが、国際法の包括的な法実現過程からは求められてくる。

裁判を通しては十分に明らかになってこない事実の一側面を解明する行為が真実和解委員会にも民衆法廷にも共通してみられるとしても、一方が公権力に他方が民衆によって授権されている違いによって一種の調査委員会として機能する双方の機関の国際・国内社会へのインパクトに差異が生じるのは当然である。民衆法廷の呼びかけ人らはマス・メディアを効果的に活用することで裁きの対象となる国家内の世論や国際世論を喚起し、当該営みを単なる夢想ではなく現実味を帯びた出来事として国際社会に示唆を与えようと試みる。国際社会の政策決定プロセスで門戸開放が徐々に見られるようになってきたが依然として主権国家によって執拗に拒まれている現状⁵⁸で求められる建設的対応は、いかにして国際法世界の二重性の接点を築くかであろう。国内の法廷や国際社会での司法機関でもなく、また国家権力によって授権された真相を究明する諸制度とも性質を異にする独立別個の存在としての民衆法廷による成果を国際政策決定プロセスのメインストリームに合流させる建設的手法を考える。

特定の価値を志向することから顕著となる NGO の政治性、偏向性や理性の欠如の問題性に十分な配慮を払いつつも、NGO による情報収集能力に着目し、国際的な刑事訴追の場面における NGO へのアウトソーシングを提案するドゥルハムの分析がここで参考となる⁵⁹。グローバルな次元とローカルな次元の紐帯機能を有する NGO の情報・証拠収集能力によって公権力を背景にした裁判での捜査を補完しようとする考えは、旧ユーゴスラビア国際刑事法廷規程⁶⁰や国際刑事裁判所規程⁶¹からも読み取ることが可能である⁶²。これらの規定は、現地で実際に活動する NGO 独自のネットワークでしか知り得ない情報の提供を通して、非国家アクターが国家中心主義的な制度に貢献できる実例を示すものといえる。

しかし、国際刑事訴追に NGO が情報収集の観点から関与することは実益性ばかりではな

し得ないとされる。(Schiff, B. N., "Do Truth Commissions Promote Accountability of Impunity?: The Case of the South African Truth and Reconciliation Commission" in Bassiouni (ed.), *Post-Conflict Justice*, *ibid.*, p.333.)

⁵⁸ Falk, R., *Human Rights Horizons: The Pursuit of Justice in a Globalizing World* (Routledge, 2000), p.32.

⁵⁹ Durham, "We the people," *supra* note 35, pp.172-181.

⁶⁰ ICTY 規程第 18 条第 1 項。

⁶¹ ICC 規程第 15 条第 2 項。

⁶² ICTY 規程第 18 条第 1 項、ICC 規程第 15 条第 2 項。その他、アミカス・キュリーとしての参加による NGO 情報収集能力の国際刑事訴追場面での貢献も考えることが可能である (ICTY 手続証拠規則 Rule74、ICTR 手続証拠規則 Rule74、ICC 手続証拠規則 Rule103)。

く問題性も伴うことにも留意すべきである。国際刑事裁判の活動に密接に関わる NGO 団体を人道的アクターと人権アクターに大別したうえで、第一の難問として想定されるのは、後者が捜査への協力を情報提供の形態で比較的容易に引き受けるのに対して、前者にとっては刑事裁判への協力が人道的支援という本来の使命を果たす上での障害となることも十分に考えられるということである⁶³。守秘義務や情報ソースの開示に関して判例の蓄積を通じた諸規則の精緻化⁶⁴が解決策の一つとして提示可能である。問題性の第二に、客観的第三者機関による中立的な裁判のプロセスの中に独自の理念追及が行動の原動力にある NGO の諸活動が混入してくる難問がある。NGO の政治性による弊害が NGO にしか入手できない情報の利用機会から得られる実益を減じさせてはならないとするドゥルハムは、提供された情報を利用する裁判所側と NGO の双方に政治性に十分に注意を払う慎重性を求めることで問題は解決されると主張する⁶⁵。

国際法世界の二重性の接点を上述のような既存制度からのアウトソーシングによって築いていく可能性は今後の課題として検討するに十分に意義があると考えられる。しかしその際、過度に実益性を重視したことから公正性評価が不十分になってしまったドゥルハムの試案を補うためにも、前章で紹介した手続的公正性判断のための総合的評価枠組に照らし合わせることを求められてくる。

結びにかえて

具体的事例を検討することで次のことが明らかになった。「民衆法廷」の呼称で一括りにされる諸事例は、主唱主体、当該運動の代表性、組織化の実現度合い、手続の公正さ、表明メッセージの内実などの観点から、実質的には多種多様である。しかし共通要素も存在していた。平和や正義を願う民衆の意思と行動に支えられた社会運動の効果向上の手段として、形態としての「民衆法廷」が依拠されているという点である。つまり次のような理解が一連の取り組みの前提となっていると考えられる。「民衆法廷」という法的言語を活用することで、むきだしの法感情が理性的な社会運動へと高められる。様々な実施主体によって各々試みられるグローバルな市民社会からの現状変革要請のシグナル過程はこのような転化を経ることで、法的営みとして国際社会の政策決定過程にインパクトを与えやすくなる。

ラッセル法廷以降、様々に実施されてきた民衆法廷は、国家権力とは独立した次元での「法廷」というフォーラムを通じて、平和や正義実現など各種メッセージとともに、「法は市民社会の道具である」ことの自覚化を呼びかけてきた。権力犯罪が裁かれず、犯罪事実

⁶³ Durham, “We the people,” *supra* note 35, pp.172-173.

⁶⁴ ICTY のシミッチ判決 (*The Prosecutor v. Blagoje Simic, Milan Simic, Miroslav Tadic, Steven Todorovic and Simi Zaric*, Case No. IT-95-9-PT, 7 June 2000.) では、業務に密接に関わる情報の開示を国際刑事裁判において強要されない権利が赤十字国際委員会に対して認められた。

⁶⁵ Durham, “We the people” *supra* note 35, p.174.

の実態すら明らかにされることのない歴史的現実直面したラッセルやサルトルは、国家が行動できないのであれば市民自らが真相の解明に尽力することを呼びかけ、一種の調査委員会として機能する国際法廷を構想した。この働きかけこそが民衆法廷の原点とされるものである。近時の民衆法廷運動がラッセルらによる「人類の良心」への呼びかけに遡る系譜に位置づけられるに十分な性質を有するものであるかの判断は、次の点に集約されると考えられる。「地球市民」の自律的運動を通して新たな見地を国家中心主義的な世界で共有される国際法認識に加えることができたかどうかを探ることが「民衆法廷」としての真の評価となるだろう。

本稿は、一橋大学 21 世紀 COE プログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点－衝突と和解」平成 18 年度フェローとしての研究成果の一部である。